

前橋市防災協力事業所登録制度に関するQ&A

Q1

本要綱第5条に「大規模災害時には、自らの判断で、地域と連係して防災協力活動を実施するものとし・・・」とありますが、事業所側としては、市の指示がないと、どこで何をしたらよいのか判断することが困難です。市から指示は出さないのでしょうか？

A1

当制度は、各事業所が、「ボランティア精神」に基づき、当該事業所等が立地する地域に限定して「防災協力活動」を実施していただくことを想定しています。

このため、大規模災害時には、自らで地域の状況を把握していただき、自発的な防災活動を実施していただきます。

大規模災害時は、行政機関も被災し、公助(消防や警察等の支援)が充実するまでにある程度時間がかかるため、この間の応急活動等が期待されます。

なお、市では、市民の皆様が市の防災情報を知ることができるよう、さまざまなメディアを通して情報を提供しますので、制度への登録と併せて情報収集手段の準備等もお願いします。

- (1) 防災行政無線(市内85箇所、主に小・中学校に設置)
- (2) 防災ラジオ(5,000円/台、市役所危機管理課又はまえばしCITYエフエムにて販売)
- (3) まちの安全ひろメール「登録制のメール配信サービス。主に、防災、防犯情報配信。登録される場合は、こちらから(無料)」⇒⇒⇒
- (4) その他、テレビ、ラジオ、各種ホームページ、ツイッター等



Q2

「防災協力事業所登録制度」における災害とは、地震のことを想定しているのでしょうか。それとも、他の災害も対象になるのでしょうか。

また、支援する期間は、どのくらいの期間なのでしょうか。

A2

災害の種類とは、地震・風水害・雪害等の自然災害全般を想定しています。また、大規模な事故は、列車事故や大規模火災等を想定しています。

また、支援する期間は、事業所等の本来の業務に支障のない範囲の期間とします。

Q3

事業所等が支援した内容について、市に報告する必要はありますか。

A3 報告の必要はありません。ただし、後日活動内容をご連絡いただければ、市のホームページなどで紹介し、登録事業所等の取組み状況をPRする予定です。

Q4

「防災協力事業所登録制度」において、協力する範囲は、市の全域ということになるのでしょうか。

A4

当制度では、地域の自主防災活動の範囲を想定していますので、事業所等施設の周辺地域になると考えています。このため、登録された事業所等は、当該事業所等が立地する地域（自治会等）に紹介し、お互いに関係を深めていただきたいと考えています。

Q5

登録内容を変更したい場合、どうしたらよいでしょうか。

A5

登録変更届出書（別添参照）を提出してください。

Q6

都合により、登録を抹消したい場合、どうしたらよいでしょうか。

A6

登録抹消届出書（別添参照）を提出してください。その際、登録時にお渡しした登録証及び登録用ステッカーを返却してください。

Q7

個人事業主でも登録できますか？

A7

「登録要件」を満たしているのであれば、登録いただけます。ただし、個人での登録は、受け付けておりません。

(なお、登録申請書が提出された事業所等については、市の担当者が状況確認のため、各事業所等を訪問する予定です。)

Q8

平常時の協力メニューは、必ず行わないといけないでしょうか。

A8

必須ではありませんが、当制度の目的では、事業所等と当該事業所等が立地する地域(自治会等)が「顔が見える関係」を築くことを目的の一つとしています。可能な限り、ご協力くださいますようお願いいたします。

Q9

人的協力について、具体的に教えてください。

A9

人的協力とは、事業所等の従業員が、地域住民とともに、救出救助活動を行っていただくことを想定しています。例えば、初期消火、傷病人の搬送、重機を使用した救出活動等があります。

※なお、人的協力を余力があり、より積極的な活動に取り組みたい事業所等については、前橋市社会福祉協議会内にある「ボランティアセンター(災害時に限り募集を開始します)」に相談し、多様な活動を展開することも可能です。

Q10

物的協力について、教えてください。

A10

物的協力とは食料、飲料水、日用品など自社商品を、被災者に提供することのほか、自社商品でなくても、事業所等に備蓄してある物品・資機材を提供していただくことを意味しています。

Q11

施設・設備等の提供について、教えてください。

A11

以下に具体的な事例をあげます。これ以外にも、各事業所等の特性を生かした協力事項が期待されます。

(1) 施設の場合

①事業所等の社屋、駐車場、グラウンドなどを一時的な「避難所」や「救護所」として提供する。

②事業所等内にある「井戸」「給水施設」を地域住民に提供する。

(2) 設備の場合：無線設備の一時的な提供等。

Q12

「防災協力事業所登録制度」と「災害時応援協定」の違いについて教えてください。

A12

災害時応援協定では、企業又は業界団体等と市との間で、災害時の協力活動を協定や覚書などで規定するもの。この場合、ご提供いただく人的・物的支援の対象は、特定の地域に限定されることはありません。また、市からの要請に基づき、協定内容を実施していただきます。

一方、本制度は、防災協力事業所等が、当該事業所等が立地する地域（自治会等）に対して災害時の協力活動を提供する制度です。個々の事業所等が、各々の判断で、可能な範囲で地域の防災・減災活動に貢献することができます。

Q13

業界団体（協会等）が、「災害時応援協定」を締結している場合、その業界団体に加盟している事業所等は、「防災協力事業所登録制度」に登録できますか。

また、単独協定を締結している事業所等が、同制度に登録することはいかがでしょうか。

A13

本制度は、個々の事業所等を登録単位としておりますので、重複して登録いただけます。また、「単独協定」を締結している事業所等でも登録可能です。ただし、「協定内容」と「協力内容」が重複しないよう注意してください。

Q14

本制度に登録することでどのようなメリットがあるのでしょうか。

A14

以下のようなメリットが考えられます。

- (1) 当該事業所等が立地する地域（自治会等）に貢献できる機会が得られ、地域の信頼や親密度を高める効果が期待できます。
- (2) 名刺・広告への掲載などで、対外的に広報することができ、社会貢献度の高い事業所としてイメージアップを図ることができます。

※ただし、(2) の場合、事前に本市において掲載内容等を確認させていただき、本市の公共団体としての品位、公共性、及び公益性を妨げる可能性があるもの、市民に不利益を与える可能性があるもの、その他市長が適当でないと認める場合、掲載することはできません。